

県民健康福祉村現況調書

1 公園の設置目的

県民健康福祉村は、令和8年4月1日から都市公園（名称は変更予定）として開設する公園である。

県民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とした総合公園となる。

「埼玉県県民健康福祉村条例」に基づき設置された県民健康福祉村は、都市公園への移行に伴い廃止する。

都市公園化に伴い、屋内施設のときめき元気館及び屋外施設のうち、ソフトボール場を廃止する。

ソフトボール場以外のテニスコートや多目的運動場などの施設は、都市公園移行後も継続して利用する。

2 公園の概要

(1) 位置 越谷市大字北後谷地内

(2) 開設年月日 屋外施設：昭和62年5月
屋内施設：平成8年6月

(3) 公園面積 21.3ha

(4) 公園利用者（人）

	有料屋外施設利用者数		
	テニス	多目的	合 計
R5年度	62,956	25,899	88,855
R6年度	63,054	22,869	85,923

(5) 主な施設

[施設区分]	[施 設 名]	有料	無料
1 [修景施設]	野鳥の池・修景池 38,000 m ²		○
2 [遊戯施設]	多目的大芝生広場 23,640 m ²		○
	冒険広場 10,700 m ²		○
	滑走系遊具（ダッシュランナー（R7.6.23現在故障中）、ロープウェイ）		
	跳躍系遊具（チャレンジバンク、V字ジャンプ）ローラー滑り台		
	登はん運動系遊具（ウォール渡り、ロープクライミング）		
	揺動系遊具（4連ブランコ）		
	懸垂運動系遊具（パワフルロード（R7.6.23現在故障中））		○
3 [運動施設]	懸垂運動・跳躍系遊具（ターザンジャンプ）		
	振動系遊具（スプリングいぬ、スプリングうま、スプリングパンダ）		
	複合系遊具（わくわくへびくんコンビ、プレイポートワゴン）		
	平衡運動系遊具（V字つり橋）		
	健康遊具エリア		○
3 [運動施設]	健康遊具 13基		
	テニスコート 6,290 m ² 8面（全面砂入り人工芝）	○	
	多目的運動場 14,200 m ² 1面 サッカー等（芝）	○	
	ジョギングコース 1周 1,830 m ゴムチップ舗装		○
	ウォーキングコース 総延長 2,080 m 細粒アスコン舗装 各幅2.5m		
3 [運動施設]	サイクリングコース 1周 2,020 m 幅3m※		○
	※令和8年4月以降、ソフトボール場に仮設管理事務所が建設されるため、一部コースが使えなくなる。		
4 [便益施設]	ローラースケート場 1周 270m 幅3m		○
	駐車場 581台（7か所）（内障害者用10台）※		○
4 [便益施設]	※ときめき元気館西側及び北側の駐車場（122台（内障害者用10台））については、令和9年1月以降、ときめき元気館解体工事のため使用できなくなる。		
	便所 9箇所（屋外8か所、管理等内1か所）		○
5 [管理施設]	管理棟 272 m ² 管理事務所、機械室、電気室、研修室、会議室、その他管理スペース※		○
	※管理事務所は令和9年1月以降解体工事を開始する。仮設管理事務所はソフトボール場へ設置する。		

(6) 主な建物（建築物）

・県民健康福祉村 建物一覧表参照（別紙１）

3 施設供用日、供用時間等 ※令和６年度実績

〔施設名〕	〔開設期間・日数〕	〔開園時間〕	〔休園日〕
テニスコート	３０６日 令和６年４月 １日（月） から 令和７年３月３１日（月） まで	火曜日から土曜日 午前９時から午後９時 日曜日・祝日 午前 ９時から 午後 ５時	月曜日（月曜日が祝 日の場合は翌日） １２月３日、１２月 ２９日から１月３ 日
多目的運動場	３０６日 令和６年４月 １日（月） から 令和７年３月３１日（月） まで	火曜日から日曜日 午前９時から午後５時	月曜日（月曜日が祝 日の場合は翌日） １２月３日、１２月 ２９日から１月３ 日
テニスコート 照明	２３６日 令和６年４月 １日（月） から 令和７年３月３１日（月） まで	火曜日～土曜日（祝日除 く） 午後５時から午後９時	月曜日（月曜日が祝 日の場合は翌日） １２月３日、１２月 ２９日から１月３ 日

4 職員体制 ※ときめき元気館廃止を前提とした職員体制

(1) 職員配置（単位：人）

常勤職員及び非常勤職員を配置、他に臨時職員を配置している。

(2) 勤務体制

（単位：人）

合計		土・日	月	火～金	勤務時間	備 考
日 勤 帯	常 勤	2～4	1	2～4	08:30～21:45	職員の勤務時間 は 8：30～17：15
	非常勤	3～4	1～3	3～6	08:30～21:45	
	臨 時	8～10	0	5～9	08:30～21:45	
	計	13～18	2～3	10～19	08:30～21:45	
朝 夜 帯	ときめき元気館内は機械警備機械業務委託で対応、駐車場開閉業務は業務委託で対応					

5 管理実態

(1) 園地図

- ・ 県民健康福祉村 園内図参照（別紙 2）

(2) 管理業務

- ・ 県民健康福祉村 現状管理業務一覧参照（別紙 3）
- ・ 県民健康福祉村 管理費内訳及び収入実績参照（別紙 4）

(3) 主要設備機器

- ・ 公園 主要設備機器一覧表参照（別紙 5）

(4) 施設運営電力等契約状況

○電 気	（契約種別・契約電力）
	・ 業務用電力・135kw
	・ 従量電灯C・40kVA
	・ 従量電灯C・6kVA
	・ 従量電灯B・40A
	・ 従量電灯B・40A
○電 話	7 回線
○上水道	（契約口径・引込数）75mm・1本
○ガ ス	（用途）冷暖房用
○軽 油	（用途）草刈り機、非常用発電機

(5) 遊具点検

[主な遊具]

- ・ 滑走系遊具 2 基（ダッシュランナー、ロープウェイ）
- ・ 跳躍系遊具 3 基（チャレンジバンク、V 字ジャンプ、ローラースライダー）
- ・ 登はん運動系遊具 2 基（ウォール渡り、ロープクライミング）
- ・ 揺動系遊具 1 基（4 連ブランコ）
- ・ 懸垂運動系遊具 1 基（パワフルロード）
- ・ 懸垂運動・跳躍系遊具 1 基（ターザンジャンプ）
- ・ 振動系遊具 3 基（スプリングいぬ、スプリングうま、スプリングパンダ）
- ・ 複合系遊具 2 基（わくわくへびくんコンビ、プレイポートワンダー）
- ・ 平衡運動系遊具 1 基（V 字つり橋）
- ・ 健康遊具 13 基

[点検]

- ・外注分：専門業者による点検を年 1 回実施している。
- ・直営分：日常点検として、公園敷地内の巡回当番職員による目視点検を行っている。
週に 1 回、打診や揺診などの詳細な点検を行っている。
年に 2 回、一斉安全点検として、より詳細な点検を行っている。

(6) 運動施設管理（建築物を伴うものを除く）

- ・テニスコート 砂補充、ブラシ掛け等
- ・多目的運動場 草刈り

(7) 修繕リスト

- ・県民健康福祉村 修繕工事一覧参照（別紙 6）

(8) 有料施設の利用状況

- ・県民健康福祉村 有料施設利用状況参照（別紙 7）

(9) 設置・占用・行為許可の状況

- ・県民健康福祉村 設置・占用・行為許可一覧参照（別紙 8）

(10) 貸与可能備品

- ・県民健康福祉村 備品台帳参照（別紙 9）

(11) 有料施設の利用料金等の設定

- ・県民健康福祉村 利用料金一覧参照（別紙 10）

(12) 県営公園利用者アンケート結果

- ・県民健康福祉村 県営公園利用者アンケート集計結果（別紙 11）

※令和 7 年 5 月 2 1 日（水）～ 6 月 2 0 日（金）web アンケートにより実施

※県 HP や県公式 SNS（LINE 等）での周知及び公園管理事務所窓口等で利用者に回答の協力を呼びかけて実施

6 特記事項

- (1) 県民健康福祉村は、令和 8 年 3 月 3 1 日に「埼玉県県民健康福祉村条例」に基づく公の施設として廃止となり、令和 8 年 4 月 1 日からは、都市公園法に基づく都市公園に移行する。
- (2) 新たな公園の名称は、令和 7 年 1 0 月頃の都市公園法告示により告示する。
- (3) ときめき元気館及び屋外施設のうちソフトボール場については、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。
- (4) ソフトボール場以外のテニスコートやランニングコースなどの屋外施設は、都市

公園に移行後も継続して利用する。

- (5) 屋内施設廃止後も、仮設管理事務所が設置されるまでは、現在の管理事務所を継続して使用する。
- (6) 現在の管理事務所から仮設事務所への移転に係る費用は県が負担を予定している。その他、管理事務所に係る取り扱いは、新たな指定管理者と協議し決めていく。
- (7) 令和8年4月以降、P-PFI 導入の可能性について調査・検討を行う。検討状況によって、新管理事務所の設置場所や形態、建設時期が変わるため、検討の進捗状況については、随時新たな指定管理者と協議をし決めていく。
- (8) 令和8年4月以降の工事等のスケジュールは下記を予定している。

【スケジュール】

時 期	内 容
令和8年4月	・都市公園法に基づく都市公園に移行 ・ときめき元気館の廃止 ・ソフトボール場の廃止
6月	・仮設管理事務所建設工事開始（場所：ソフトボール場） ・仮設管理事務所建設に伴う外構整備開始
12月	・仮設管理事務所完成
令和9年1～2月	・仮設管理事務所に移転 ・ときめき元気館北側及び西側駐車場利用停止
3月	・ときめき元気館解体着手
令和10年3月	・ときめき元気館解体完了

県民健康福祉村 建物一覧表

施 設 名	建 設 年 月 日	増 築 年 月 日	構 造	階数	建 築 面 積 (㎡)	延 床 面 積 (㎡)
便所①	昭和62年5月1日		鉄骨造		25.00	
便所②	昭和62年5月1日		鉄骨造		25.00	
便所③	昭和62年5月1日		鉄骨造		40.00	
便所④	昭和63年3月25日		鉄骨造		40.00	
便所⑤	昭和63年3月25日		鉄骨造		25.00	
便所⑥	平成1年3月31日		鉄骨造		25.00	
便所⑦	平成1年3月31日		鉄骨造		25.00	
便所⑧	平成2年3月30日		鉄骨造		25.00	
四阿①			鉄骨造		20.25	
四阿②			木造		7.29	
テント張り休憩舎			鉄骨造		19.96	
3連式シェルター①			鉄骨造		32.77	
3連式シェルター②			鉄骨造		32.77	
3連式シェルター③			鉄骨造		32.77	
3連式シェルター④			鉄骨造		32.77	
シェルター①			鉄骨造		9.00	
シェルター②			鉄骨造		9.00	
バス停			鉄骨造		43.50	
更衣室			木造		10.00	
更衣室			木造		10.00	
倉庫			プレハブ		7.00	
倉庫			プレハブ		9.00	
倉庫			プレハブ		12.00	
倉庫			プレハブ		12.00	
倉庫			プレハブ		17.00	
ときめき元気館(庁舎20)	平成8年2月5日		鉄骨鉄筋コンクリート		3,522.65	
車庫	平成8年2月5日		鉄骨造		72.72	
計					2,042.91	2,437.41

県民健康福祉村 現状管理業務一覧

	業務名	業務の内容
ときめき 元気館※	警備業務	●機械による建物警備 平日・土 22時～翌日7時45分日・祝日 18時～翌日7時45分
	屋内施設管理業務	●施設設備の管理(通年) 電気・空調・給排水衛生設備・消防用設備・記録報告・動作点検、スケジュール設定 等 ●環境衛生管理 害虫の生息実態調査及び駆除(年2回) 空気環境測定(年6回)
	ITV・ビデオ・放送設備保守業務	●ITV・ビデオ・放送設備保守業務(年1回) 屋内外ITV設備点検(3台)・研修室AV設備点検・非常用放送設備点検
	給水設備	●受水槽 保守点検・水質検査・内部高圧洗浄(年1回) ●自動給水ポンプ点検(年2回) 測定(年1回)
	元気館浄化槽設備保守点検業務	●屋内健康増進施設浄化槽 分離接触ばっ気方式浄化槽(367人槽)×1基の浄化槽法に基づく保守点検及び水質検査
	空調設備保守点検業務	●エアハンドリングユニット 点検(年2回) 及びフィルター交換 ●ファンコイルユニット点検・清掃(年2回) ●配管設備 点検(年2回) ●天井つりこみ型空調機点検・清掃(年1回) ●給排気ファン・ポンプ点検・測定 ●冷温水発生装置 冷・暖切替え及び点検調整(年2回) チューブ洗浄(年1回) ●自動制御装置(中央監視・空調用自動制御)自動制御機器保守点検 (年1回 ※ただし制御系統毎に年間で一巡するよう点検する)中央監視装置 総合点検(年1回) 巡回点検(年2回)
	消防設備保守点検	●消防法に基づく消防用設備の点検(年2回)
	自家用発電機設備保守点検業務	●消防法に基づく点検(年2回)
	自家用電気工作物点検業務	●電気事業法に基づく検査業務(年1回) 【直営実施分】 ●電気事業法に基づく点検業務(年12回)
	建物検査	●建築設備定期点検報告(法定点検・年1回) 館内の換気設備、非常用照明装置、給水排水設備 ●公共建築物定期点検(法定点検・3年に1回) 元気館の外壁、柱、土台
	屋内日常清掃業務(委託)	●建物内及び屋外駐輪場の日常清掃 休館日を除く毎日 館内トイレ(1箇所)、更衣室、脱衣室 会議室、研修室 湯沸室、事務室、救護スペース 総合受付、屋外の物干し 職員更衣室

	業務名	業務の内容
屋外施設	屋外浄化槽設備保守点検業務	●屋外健康増進施設浄化槽 分離接触ばっ気方式浄化槽(50人槽)×8基の浄化槽法に基づく保守点検及び水質検査
	屋外警備業務	●駐車場開閉業務 1日2回 朝(5時) 夜(23時)
	廃棄物処理業務	●廃棄物の収集運搬処理(通年) 令和5年度委託実績(金額677,050)円 ※ただし、集積場所までのゴミの収集は直営実施とする
	遊具点検業務	●冒険広場遊具20基及び健康遊具13基の点検(年1回)
	園地管理業務 (ほぼ直営管理)	●主に施設内高木伐採、枝処分 (直営でまかなえない部分)
		【直営実施分】 敷地内全域にて行う ●園内除草 ●低・中・高木・生垣剪定 ●害虫駆除 ●屋外巡回監視 ●施設鍵開閉 ●落ち葉集積 ●小破修繕など
	屋外施設清掃業務(直営)	●日常清掃 公園内ごみ拾い 毎日 園路の掃き掃除 随時 トイレ日常清掃(8か所)毎日 その他施設の吹き上げ等 随時 草取り 随時
	管理事務所業務	●有料施設(テニス、ソフトボール場、多目的運動場)の受付窓口業務(休館日を除く毎日) ●園内巡視(利用者への注意・指導等) 毎日

※ ときめき元気館の業務は、令和9年1月以降、仮設事務所への移転に伴い変更が見込まれます。

県民健康福祉村 管理費内訳及び収入実績

(千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(予算)
管理経費	人件費	101,668	111,249	114,788	105,228	116,398
	消耗品費	4,012	6,489	5,254	6,916	6,053
	修繕費	10,275	15,828	11,841	16,147	14,983
	光熱水費	23,525	38,196	28,074	20,051	26,765
	責任保険料	1,001	882	1,049	1,094	1,182
	手数料	5,664	5,071	8,772	9,966	8,767
	委託料	25,269	25,700	25,294	23,277	26,473
	租税公課	18	8	20	26	20
	その他	47,609	46,908	49,079	50,530	47,728
	合計	219,041	250,331	244,171	233,235	248,369

収入	委託料収入	178,977	178,343	175,766	175,619	171,506
	利用料金収入	27,769	42,891	42,378	31,705	41,878
	自主事業収入	18,393	21,871	24,170	23,592	34,985
	合計	225,139	243,105	242,314	230,916	248,369

管理費経費－収入	-6,098	7,226	1,857	2,319	0
----------	--------	-------	-------	-------	---

※ 今後廃止となる、ときめき元気館に係る管理経費及び収入を含んだ実績を記載。
※ ときめき元気館のプールは令和6年度以降は開設していない。
※ 管理経費(人件費)及び収入(委託料収入)の内訳には、現在の指定管理者であり、県の出資法人である(公財)埼玉県公園緑地協会本部に派遣されている県職員の人件費は含まれていない。
令和7年度に(公財)埼玉県公園緑地協会本部に派遣されている県職員のうち、県民健康福祉村の業務に従事する人件費に相当する概算金額は下記のとおり。
(令和3年度から令和6年度の県派遣職員の人数は令和7年度と大きく変更はない)
<令和7年度>
2,477,000円

県民健康福祉村 主要設備機器一覧表

機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
受水槽	日本容器工業株式会社・鋼板製水槽 寸法：4M*7.5M*2.85M 容量：有効4.1m ³	1	
自動給水設備	テラル株式会社・自動給水ポンプユニット (インバーター方式)	1	
変圧器	油入 単相 6kV-210/105V 100 k VA	1	
	油入 単相 6kV-210V 100 k VA	1	
	油入 スコット 200V200/100V 20 k VA	1	
浄化槽	分離接触ばっ気方式浄化槽（50人槽）	8	各屋外トイレ
外灯	光源種別：高圧ナトリウム W数：360W相当 回路電圧：200V（安定器の電圧）	44	
	光源種別：高圧ナトリウム W数：220W相当 回路電圧：200V（安定器の電圧）	2	バスロータリー
衛生器具(屋外)	洗面器（自動水栓）	34	屋外トイレ8か所(男子、女子 2個ずつ) 多目的トイレ2箇所(1個ず つ)
	小便器	26	屋外トイレ8か所(男子3個) 多目的トイレ2箇所(1個ず つ)
	洋風便器	42	屋外トイレ8か所(男子2個、 女子3個) 多目的トイレ2箇所(1個ず つ)
	掃除用流し	8	屋外トイレ8か所(各1個ず つ)
	オストメイト対応トイレ	2	多目的トイレに1個ずつ
衛生器具(屋内) (R9.1まで)	洗面器（自動水栓）	5	エントランス5
	小便器	2	エントランス2
	洋風便器	3	エントランス3
	掃除用流し	1	エントランス1

県民健康福祉公社 公園修繕工事一覧

(単位 円 消費税込み)

令和 5 年 度		令和 6 年 度	
修 繕 名	金 額	修 繕 名	金 額
冒険広場遊具ブレイポートワンダー ゴムマット設置修繕	313, 500	建物外部外灯増設工事	475, 200
車庫シャッター交換修繕	385, 000	健康遊具横給水管漏水修繕 (5/2)	247, 500
No1 トイレ横給水管修繕	294, 800	管理事務所横給水管漏水修繕 (5/14)	247, 500
No4 トイレ汚水管配管修繕	297, 000	レストラン改修修繕 (仕切り)	913, 000
No1 トイレ前給水管漏水修繕	247, 500	レストラン外部雨よけ設置修繕	873, 400
ロープクワイミング遊具修繕	363, 000	No1 トイレ前給水管漏水修繕	264, 000
ロープウェイ遊具修繕	484, 000	防犯カメラ延長モデム修繕	235, 400
V字つり橋遊具修繕	352, 000	ジョギングコース路面標示設置修繕	880, 000
休憩舎前給水管漏水修繕	247, 500	ITV移設修繕	448, 800
ランニングコース緊急漏水修繕	1, 166, 000	防犯カメラ延長モデム修繕	539, 000
ランニングコース緊急漏水修繕	548, 900	GHP1-3. 4. 5 オイル交換等整備修繕	961, 400
乗用3連ロータリーモアGM1600、GM100B修理	386, 273	外構バリッカー交換修繕	990, 000
GHP1-6圧力スッチ取替修繕	316, 800	屋外トイレ防犯カメラ取付工事	679, 360
No4 トイレ前階段改修工事	213, 400	No5 トイレ付近給水管漏水修繕 (12/5)	246, 400
転落防止柵 (高架上部・橋部) 修繕	275, 000	南駐車場前給水管漏水修繕 (12/26)	246, 400
ジョギングコース修繕 (3箇所)	742, 500	AHU-7空調機インバーター取替修繕	264, 000
レストラン内装工事	616, 000		
合 計	7, 249, 173	合 計	8, 511, 360

※ この表は、一件の修繕で20万円以上のものを記載しています。

県民健康福祉村 有料施設利用状況
令和6年 月別県民健康福祉村 利用者数調

(単位:人)

	開 館 日 数								
		屋内施設			屋外施設				施 設 別 利用人員 合 計
		トレーニング ルーム	更衣室 シャワー	屋内施設 小 計	テニス	ソフト	多目的	屋外施設 小 計	
4月	25	3,661	260	3,921	5,194	1,049	2,409	8,652	12,573
5月	27	4,180	285	4,465	5,707	1,817	1,928	9,452	13,917
6月	26	3,981	298	4,279	5,376	1,316	2,874	9,566	13,845
7月	26	4,106	330	4,436	4,749	754	1,574	7,077	11,513
8月	27	4,209	366	4,575	4,718	735	959	6,412	10,987
9月	25	3,953	372	4,325	5,520	1,060	2,024	8,604	12,929
10月	27	4,144	336	4,480	5,242	1,080	2,254	8,576	13,056
11月	26	3,731	304	4,035	5,538	1,070	2,249	8,857	12,892
12月	23	2,562	174	2,736	4,790	532	1,853	7,175	9,911
1月	24	3,536	245	3,781	5,297	2,134	1,454	8,885	12,666
2月	24	3,428	244	3,672	5,508	1,396	820	7,724	11,396
3月	26	3,658	303	3,961	5,415	1,667	2,471	9,553	13,514
合計	306	45,149	3,517	48,666	63,054	14,610	22,869	100,533	149,199

令和5年度	307	41,750	2,853	44,603	62,956	13,675	25,899	102,530	147,133
令和4年度	307	34,031	1,708	35,739	64,721	15,737	23,634	104,092	139,831
令和3年度	231	18,938	651	19,589	65,908	14,012	25,085	105,005	124,594
令和2年度	173	15,357	666	16,023	56,751	13,093	21,616	91,460	107,483
平成31年度	308	52,477	3,688	56,165	74,942	19,024	29,771	123,737	179,902
平成30年度	307	62,246	4,583	66,829	78,185	17,424	30,985	126,594	193,423
平成29年度	307	62,344	4,176	66,520	75,903	15,500	29,347	120,750	187,270
平成28年度	307	61,801	4,121	65,922	86,212	16,703	25,921	128,836	194,758
平成27年度	307	59,521	4,518	64,039	88,508	15,303	29,734	133,545	197,584

県民健康福祉村 有料施設利用状況
令和6年 月別県民健康福祉村 料金収入調

(単位:円)

	収 入 額									
	プール	トレーニング [＊] ルーム	プール トレーニング [＊] 共 通	更衣室 シャワー	教 室	靴 ロッカー	テニス	ソフト	多目的	月 計 (円)
4月	0	1,256,270	0	52,580	309,510	3,840	987,020	24,300	74,400	2,707,920
5月	0	1,327,780	0	58,520	360,480	8,120	1,012,420	39,600	63,600	2,870,520
6月	0	1,111,040	0	60,720	316,760	2,140	962,870	37,800	84,000	2,575,330
7月	0	1,413,900	0	66,440	337,170	2,140	900,030	29,250	49,200	2,798,130
8月	0	1,317,930	0	73,700	321,920	2,140	875,220	24,750	31,200	2,646,860
9月	0	1,261,460	0	75,900	350,010	2,140	1,006,630	31,050	73,200	2,800,390
10月	0	1,229,480	0	70,180	370,110	7,680	1,008,910	36,450	75,600	2,798,410
11月	0	1,117,710	0	66,880	313,310	5,980	1,047,700	32,400	68,400	2,652,380
12月	0	801,730	0	37,180	234,740	0	904,890	31,050	74,400	2,083,990
1月	0	1,222,560	0	52,360	304,450	0	1,058,430	46,800	56,400	2,741,000
2月	0	1,025,220	0	55,880	340,240	2,140	998,770	36,000	33,600	2,491,850
3月	0	1,094,800	0	57,640	339,750	0	946,070	33,300	67,200	2,538,760
合計	0	14,179,880	0	727,980	3,898,450	36,320	11,708,960	402,750	751,200	31,705,540

令和5年度	11,215,380	12,374,670	1,325,390	525,360	4,217,890	53,790	11,521,480	372,150	771,600	42,377,710
令和4年度	15,240,900	10,225,420	1,636,610	343,200	2,754,960	49,040	11,613,930	344,250	682,800	42,891,110
令和3年度	9,027,550	4,995,560	1,172,660	139,480	226,130	33,270	11,143,590	345,150	685,200	27,768,590
令和2年度	6,306,690	4,257,060	717,530	144,320	110,030	27,730	9,651,030	272,250	630,000	22,116,640
平成31年度	15,433,000	16,871,940	1,678,400	801,460	6,711,550	58,710	10,629,210	339,650	665,140	53,189,060
平成30年度	17,592,730	20,394,140	2,138,940	1,010,020	7,611,430	80,860	9,962,160	281,600	639,560	59,711,440
平成29年度	17,584,200	20,127,060	2,510,270	917,400	7,988,350	92,610	8,505,160	251,240	613,600	58,589,890
平成28年度	19,370,320	20,029,210	2,768,780	907,060	7,087,280	73,780	8,975,120	258,720	615,960	60,086,230
平成27年度	19,120,010	18,975,690	2,827,230	990,660	6,687,050	92,480	8,955,280	240,240	673,780	58,562,420

県民健康福祉村 設置・占用・行為許可一覧

R7. 3. 31現在

許可 種類	申請目的	申請箇所	面積・ 数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
占用	電柱2	県民健康福祉村	電柱2	R6.4.1	R9.3.31	3年
占用	支線1	県民健康福祉村	支線1	R6.4.1	R9.3.31	3年
占用	本柱11支線10支柱2支線柱1	県民健康福祉村	本柱11支線10 支柱2支線柱1	R4.4.1	R7.3.31	3年
占用	ガス整圧器室	県民健康福祉村	12	R6.4.1	R9.3.31	3年
占用	気象観測施設装置 電柱1本 埋設管116m	県民健康福祉村	30	R6.4.1	R9.3.31	3年
設置	バス停留所	県民健康福祉村	0.3	R6.4.1	R7.3.31	1年
設置	貸し自転車倉庫	県民健康福祉村	53.97	R6.4.1	R7.3.31	1年
設置	屋内自動販売機2	県民健康福祉村	1.724	R6.4.1	R7.3.31	1年
設置	屋外自動販売機19	県民健康福祉村	20.993	R6.4.1	R7.3.31	1年
設置	バッテリーカー倉庫	県民健康福祉村	9.3	R6.4.1	R7.3.31	1年
設置	公衆電話機1	県民健康福祉村	0.06	R6.4.1	R8.3.31	2年
設置	看板	県民健康福祉村	18	R6.4.1	R7.3.31	1年
設置	倉庫2棟	県民健康福祉村	35.16	R6.4.1	R7.3.31	1年
設置	避難場所標示板 (北駐車場)	県民健康福祉村	2	R4.4.1	R7.3.31	1年
設置	避難場所標示板 (東駐車場)	県民健康福祉村	2	R4.4.1	R7.3.31	3年
設置	避難場所照明灯	県民健康福祉村		R4.4.1	R7.3.31	3年
設置	売店の運営	県民健康福祉村	1.3	R6.5.3	R7.3.31	11か月

No.	品目	規格・型式等	数量	取得年度
1	応接セット	イトーキ	1	H15.3.31
2	屋外掲示板	ウチダALD-360 スタンド付	2	H15.3.31
3	屋外収納庫	イナバシグマスぺースSSI-90A・91B	2	H15.3.31
4	傘立て	ウチダアンプレスト	1	H15.3.31
5	キッチンキャビネット	イトーキHTM-219HKAS	1	H15.3.31
6	契約ロッカー	和光網業 ONS-4104	1	H15.3.31
7	研修用机セット	アイチ	18	H15.3.31
8	講演台セット	イトーキ	1	H15.3.31
9	指導員室デスク	イトーキCCHF-207GA-WE	1	H15.3.31
10	指導員室デスク	イトーキCCHF-167GA-WE	1	H15.3.31
11	スコアボード	三英野球用スコアボード	1	H15.3.31
12	耐火金庫(壁面収納庫下段)両面保管	イトーキGTM-22BM HTM-109HSS	1	H15.3.31
13	テーブル	ホウトクEM340H-BT038	1	H15.3.31
14	テント	三英 三方横幕付テントGV-3	2	H15.3.31
15	トレーキャビネット(下段)両開ガラス扉	イトーキHTM-109KAF HTM-109H	2	H15.3.31
16	ファイリングキャビネット(下段)ガラス	イトーキHYM-109AAS HTM-109H	2	H15.3.31
17	物置	イナバMDX-121H	2	H15.3.31
18	コインカウンター	グローリーCC-10	1	H19.3.31
19	ハンディーキャンパー	昭和 NS8-A3	2	H19.3.31
20	大型プリンター	エプソンPX-F8000	1	H23.10.27
21	クリーニングマシーン	オーボットHOS081H11111	1	H25.3.18
22	製氷機	大和冷機 DRI-65LMVE	1	H30.2.19
23	指導員テレビモニターシステム	JVCケンウッド	1	R3.12.27
24	テレビ	シャープ	1	R3.12.27
25	マイク	JVCケンウッド	1	R3.12.27
26	音響設備	JVCケンウッド	1	R3.12.27
27	ITV監視システム	JVCケンウッド	1	R3.12.27
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				

利用料金等の設定（県民健康福祉村）

利用料金の種類	利用料金	備考
屋外施設		
テニスコート（1面）		
	1時間あたり	630円
照明使用料（テニスコートののみ）		
	30分あたり	310円
	1時間あたり	620円
多目的運動場		
	1時間あたり	1,200円

県民健康福祉村利用者アンケート結果

【問１－１】あなたの年齢を教えてください。



回答数 47

【問１－２】あなたの性別を教えてください。



回答数 47

【問１－３】あなたの職業について教えてください。



回答数 47

【問１－４】あなたがお住まいの市町村を教えてください。

さいたま市(西区)	0	春日部市	1	三郷市	0	横瀬町	0
さいたま市(北区)	0	狭山市	0	蓮田市	0	皆野町	0
さいたま市(大宮区)	0	羽生市	0	坂戸市	0	長瀬町	0
さいたま市(見沼区)	1	鴻巣市	0	幸手市	0	小鹿野町	0
さいたま市(中央区)	1	深谷市	0	鶴ヶ島市	0	東秩父村	0
さいたま市(桜区)	0	上尾市	1	日高市	0	美里町	0
さいたま市(浦和区)	2	草加市	3	吉川市	0	神川町	0
さいたま市(南区)	2	越谷市	15	ふじみ野市	0	上里町	0
さいたま市(緑区)	2	蕨市	0	白岡市	0	寄居町	0
さいたま市(岩槻区)	3	戸田市	1	伊奈町	0	宮代町	0
川越市	0	入間市	0	三芳町	0	杉戸町	0
熊谷市	0	朝霞市	0	毛呂山町	0	松伏町	0
川口市	13	志木市	1	越生町	0	★県外(群馬県)	0
行田市	0	和光市	0	滑川町	0	★県外(栃木県)	0
秩父市	0	新座市	0	嵐山町	0	★県外(茨城県)	0
所沢市	0	桶川市	0	小川町	0	★県外(千葉県)	0
館能市	0	久喜市	0	川島町	0	★県外(東京都)	1
加須市	0	北本市	0	吉見町	0	★県外(その他)	0
本庄市	0	八潮市	0	鳩山町	0		
東松山市	0	富士見市	0	ときがわ町	0		

【問２－２】その公園の利用頻度を教えてください。



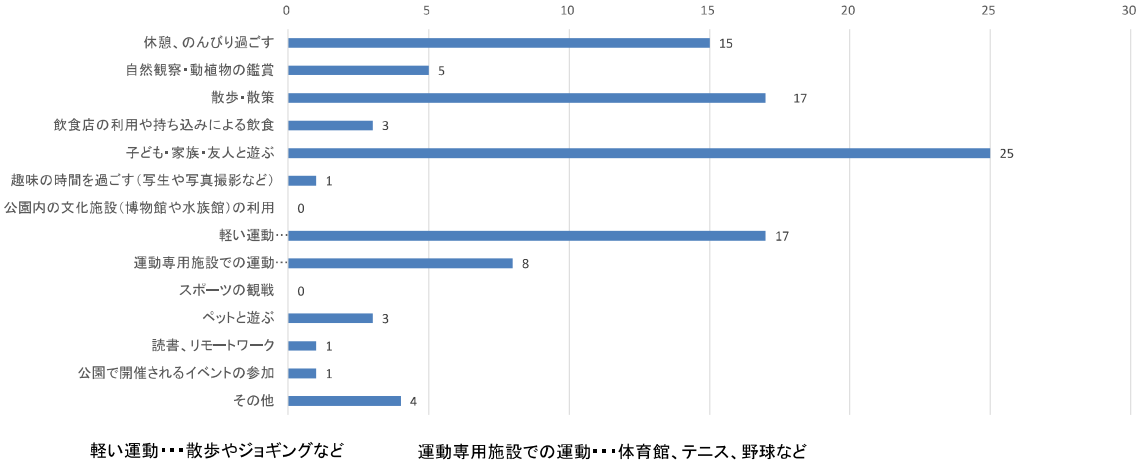
回答数 47

【問２－３】その公園への交通手段を教えてください。

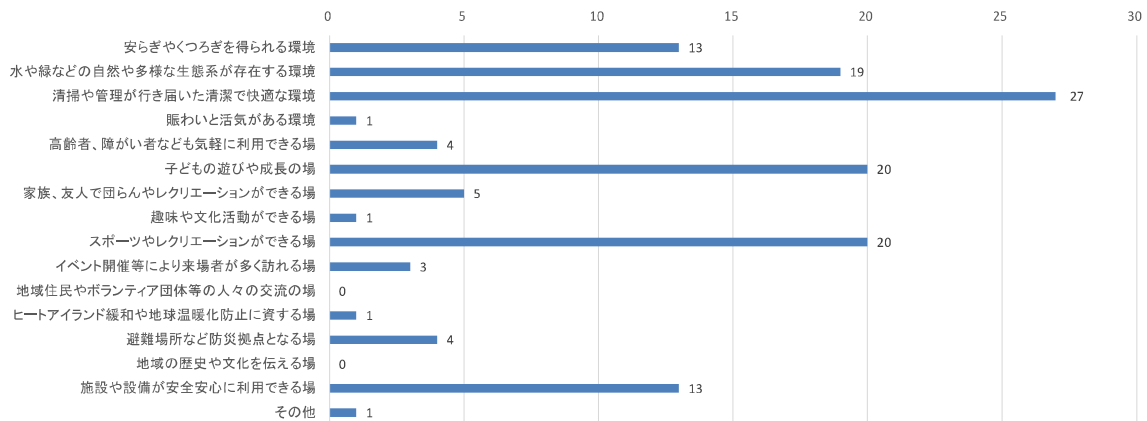


回答数 47

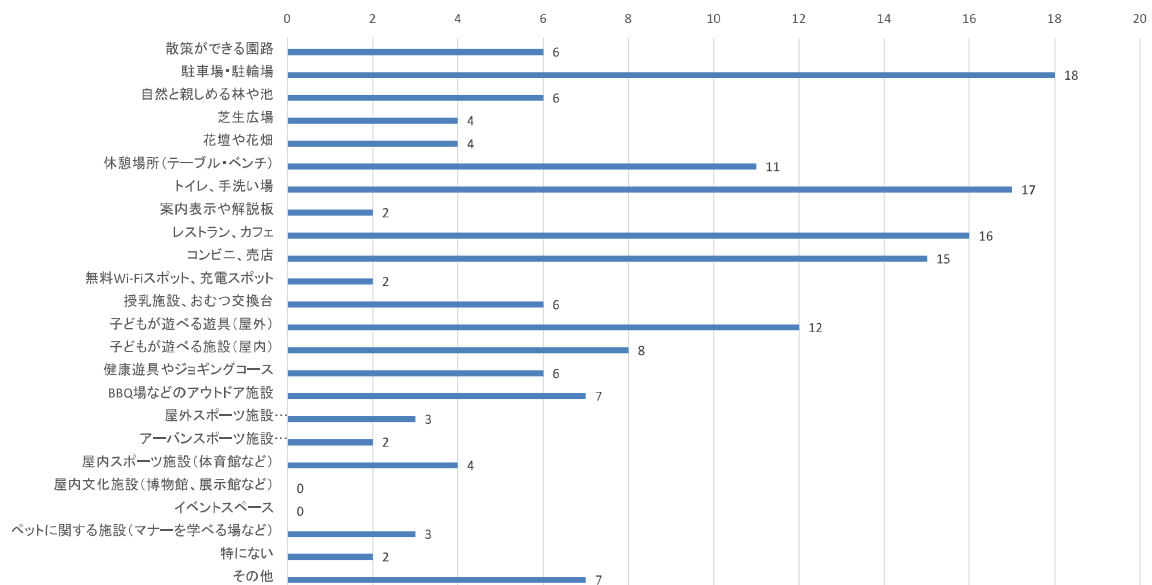
【問２－４】その公園の利用目的について教えてください。



【問2-5】その公園に残してほしいもの、こうあってほしいものを教えてください。



【問2-6】その公園をより良くするために、必要な施設や設備があれば教えてください。



屋外スポーツ施設・・・テニスコート、野球場、サッカー場など アーバンスポーツ施設・・・スケートボードパーク、ボルダリングなど

【問2-7】その公園の管理や運営に関して意見があれば教えてください。(主な意見)

- ランニングで利用しているが交通について不便を感じている。最寄駅からの移動手段が少なく、短期的にはシェアサイクル、長期的には舍人ライナーの延伸など、福祉村への交通手段を充実させることにより、より魅力的な公園になるかと思う。(30代・男性)
- 4歳、2歳の男の子を連れて使っています。お広くて遊具も安心して遊ばせられます。ありがとうございます。もう少し遊具増えて欲しいなと感じてます。遊具エリアでのスケートボードや自転車の暴走が目立つ。たまに注意喚起の放送は流れるものの、耳を傾ける利用者は少ない。もう少し公園管理を行う人の目があれば改善されるのではないかと思います。巡回してくれる人が欲しいと思う。(30代・女性)
- 修理中の遊具は早めに直してほしい。日陰の休み所を増やしてほしい。サイクリングを借りる時に、チケット支払いにとっても並ばれることがあるので、並ばないで済む仕組みづくりをしてほしい。子供の意見:サイクリングを無料にしてほしい。(40代・女性)
- スケートリンクの路面ひび割れや凸凹が大きく目立つ箇所が増えてきているので、補修若しくは新舗装して頂けたら有り難いです。(40代・男性)
- 清掃等の管理をしてきれいな環境を保って欲しいと思う。池はもっと活用方法がありそうに思う。(50代・男性)
- 売店やご当地グルメをおいてほしい。埼玉産の野菜など、規格外のものを安く売っていただけたら助かります。運動、遊びがてらに、買い物やグルメを堪能出来たら嬉しい。(40代・女性)
- イベントやボランティアで清掃や草取りや剪定など公園の管理などに関わるコトもしてみたいとは思っていても関わり方がわかりません。みんなの公園であり、こんなコトしてるしできるんだよという宣伝もわかりづらいです。(60代・女性)
- 公園をお花のエリアを拡大してほしい。季節によって楽しみたい！(50代・女性)
- キッチンカーがもっと来てくれると嬉しい。お昼ご飯に困ることが多いです。(40代・男性)

指定管理業務に関する特記仕様書（県民健康福祉村）

公園管理に当たり、下記の事項について遵守すること。

記

- 1 別添1の「有資格者の選任等一覧」のとおり有資格者を配置すること。
- 2 供用日及び供用時間については、別添の現況調書に記載されている水準を下回らないように配慮すること。
- 3 利用料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。
 - (1) 近隣の類似施設や県営都市公園内の同種の施設の料金と比較しても妥当な設定がなされ、関係機関及び利用者の理解が得られること。
 - (2) 国又は埼玉県（以下「県」という。）が主催する事業等に使用する場合、又は共催する事業等に使用の場合は減額又は免除することができる。

ただし、電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合、又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は別途実費相当額を徴収することができる。
 - (3) 障害者等の利用料金については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和58年条例第8号）及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和58年規則第32号）の規定に基づいて減免すること。
 - (4) 有料施設の利用料金について現行の料金設定を超える料金を設定する場合は、さらに次の事項を踏まえること。
 - ア 設備投資等により、機能・仕様の向上が明らかに見られること。
 - イ 機能・仕様の向上が利用者ニーズを反映させたものであること。
 - ウ 近隣の類似施設や県営都市公園内の同種の施設の料金と比較しても妥当な設定がなされ、関係機関及び利用者の理解が得られること。
 - エ 新料金の適用日については、個々の利用形態に応じた周知期間をおくこと。
- 4 樹木の老朽化について

公園内の樹木の老朽化に伴い、適正な維持管理を行っていくため、県が管理する樹木診断結果等に基づき県と調整の上、適切に管理を行うこと。

また、危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見に努め、除去を行うとともに、台風等による倒木については、速やかに除去すること。
- 5 防犯対策に配慮すること。

埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針に基づき適正に管理すること。
- 6 地元ボランティア団体等との連携を図ること。

地域に根ざした公園となるように、地元ボランティア団体等と連携した公園管理を行うよう努めること。

7-1 埼玉県県営公園施設予約サービスに関する次の業務を行うこと。

- (1) 埼玉県県営公園施設予約サービスの利用者登録の受付・確認・登録証の発行等。
- (2) 県民健康福祉村の施設に関する照会・予約及びキャンセルの受付等。

※ 埼玉県県営公園施設予約サービスの運用状況に変更がある場合は、別途調整を行う。

7-2 遊具については、次の安全対策を行うこと。

- (1) 社団法人日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する基準 J P F A - S P - S : 2 0 2 4」に準じた遊具の日常点検表を作成し、日常点検を行うこと。
また、同基準に準じた遊具履歴書を作成、更新すること。
- (2) 年1回以上、専門業者による点検を実施すること。
- (3) 点検の結果、修繕等の対策を要する場合は速やかに対応すること。

7-3 防災等に関する訓練に協力すること。

県民健康福祉村は越谷市の地域防災計画で避難場所として指定されており、越谷市が実施する防災訓練に公園を管理する者として参加及び協力すること。

7-4 自家用電気工作物の保安管理について

別添2「電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容」に基づき別表1を満たす保安規程を作成し、職務を行うこと。

また、埼玉県公園間の連絡調整機会の充実を図る目的で埼玉県が開催する「県営公園電気主任技術者連絡会議」（原則年3回開催）への出席に配慮すること。

7-5 クビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシの発生予防等について

近年、埼玉県内で増殖が確認され、樹木に被害を与えているクビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシについて、発生の予防に努め、発生が確認された場合は、基本協定書（案）別紙2「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分（案）」により、県と連携して必要な対策を実施すること。

7-6 指定期間中各年度の収支計画策定条件について

管理事務所については、令和8年度中に現ソフトボール場へ仮設の管理事務所として移転を予定している。現時点では、仮設事務所の規模や構造等、概要が確定していない。そのため、提案時の収支計画策定条件については以下のとおりとする。

- ・ 現況調書 別紙3「県民健康福祉村 現状管理業務一覧」に記載されている「ときめき元気館」に関する業務内容は、令和8年4月から、仮設事務所に移転となる令和9年1月末までに想定される業務である。
- ・ 仮設事務所の概要等が確定していないことから、別紙3に記載の業務内容を5年間継続すると仮定した上で、令和8年4月から令和13年3月まで積算し指定管理料の提案をすること。
- ・ ときめき元気館屋内で実施していた事業（トレーニングルーム・エアロビクス教室・更衣室・シャワー）及びソフトボール場に関する収入については、令和8年3月末で廃止となるため、積算上見込まないものとする。
- ・ ときめき元気館の施設設備等について不明な点がある場合は、現地見学会にお

いて確認をすること。

・なお、最終的な指定管理料は、新たな管理事務所の形態等、検討の進捗状況を踏まえ、各年度の年度協定において協議の上決定するため、公募申請時の提案額と実際の指定管理料は異なる予定。

8 ネーミングライツの導入について

県は令和8年度以降にネーミングライツの募集を行い、公園の愛称が付される予定である。なお、ネーミングライツ募集の事務は県が行い、命名権料も県の収益となる予定。

ネーミングライツの導入に伴う対応については、指定管理者は県に誠意をもって協力すること。

9 本書の定めのない事項

本書に定めのない事項が発生した時、その都度、県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。

別添 1

県民健康福祉村 有資格者の選任等一覧

(適用欄○を適用する。)

・有資格者の選任、許可、届出事項等

関連事項	資格等	根拠法令等	適用	備考
消防法関係	防火管理者、消防計画	消防法第8条	○	指定管理者が行う。
	危険物保安監督者	消防法第13条		選任、指定管理者が行う。
	危険物取扱者	消防法第13条		選任、指定管理者が行う。
	少量危険物施設の貯蔵・取扱い変更届出	火災予防条例		届出、所轄消防により異なる
電気事業法関係	電気主任技術者、保安規程	電気事業法第43条、第42条	○	選任、届出 指定管理者が行う。 平成17年3月28日付け平成17・03・22原院第1号「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」による。
	ボイラー・タービン主任技術者	電気事業法第43条		選任、指定管理者が行う。
ビル管法	建築物環境衛生管理技術者	ビル管法第6条		選任、指定管理者が行う。
浄化槽法	浄化槽管理士	浄化槽法第10条		選任、指定管理者が行う。

ビル管法…「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による。

・定期検査報告事項等

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
建築基準法	特殊建築物等定期点検	建築基準法第12条	○	特定建築物
	昇降機定期検査報告	建築基準法第12条		エレベーター（現在使用不可）
消防法	消防用設備等点検結果報告	消防法17条	○	
	地下タンク貯蔵所定期点検	消防法第14条3の2		3年以内、1年以内
ビル管法	建築物環境衛生管理基準	ビル管法第4条	○	維持管理の基準
水道法	簡易専用水道の検査	水道法第34条の2	○	受水槽>10m3
	小規模貯水槽水道の検査	条例等		受水槽≤10m3、簡易専用水道に準じる
浄化槽法	し尿浄化槽点検、清掃、水質検査	浄化槽法第8条、第9条、第10条、第11条	○	

・その他関係法令

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
小型船舶操縦者法	海技免状	小型船舶操縦者法第23条の2		有資格者の選任、湖川管理用
労働安全衛生法	ボイラ取扱作業主任者	労働安全衛生法第14条、第61条		有資格者の選任
プール衛生管理	衛生管理者、管理責任者	埼玉県プール維持管理指導要綱第6条		選任
食品衛生法	食品営業許可、食品衛生責任者	食品衛生法第52条、第50条		許可、届出 営業を営もうとする者
廃棄物処理法	産業廃棄物の処理	廃棄物処理法第11条	○	産業廃棄物の適正な処理
PCB特別措置法	保管の届け出	PCB特別措置法第8条		廃棄物処理法第12条の2に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の選任
電気事業法関係	自家用電気工作物需要設備の改造等の工事期間中の点検	経済産業省告示第249号第4条第11号	○	自家用電気工作物需要設備の改造等の工事期間中の電気主任技術者の点検は、指定管理者が経費負担をする。
その他関係法令	関係法規等の遵守	関係法規等	○	関係法規等の遵守

小型船舶操縦者法…「船舶職員及び小型船舶操縦者法」による。
廃棄物処理法…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による。
PCB特別措置法…「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視及び点検内容は、次の各号によるものとする。

- (1) 外部委託請負者が行う点検の範囲については、委託契約書によることとし、電気工作物の種類並びに点検の種別にしたが、原則として別表第 1 のとおりとする。
ただし、設備が特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検が困難な電気工作物については、外部委託請負者の意見を聞いて、必要な点検を専門業者又は、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。
- (2) 電気事故又は、電気工作物に異常が発生し、もしくは発生する恐れがある場合に、みなし設置者又は電気事業者の通知に基づき外部委託請負者が行う応急措置の指導や助言は、電話又は直接現地にて行うものとする。
この場合においてみなし設置者は、外部委託請負者が応急措置を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に外部委託請負者に連絡し、設置者に報告する。

点 検 基 準

主任技術者を外部委託により承認申請する場合

埼 玉 県

別表 1

点検項目

(需要設備・配電設備・負荷設備・自家発電設備)

1-1 日常巡視、定期巡視、精密点検

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		継電器との連動試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		制御装置のコンデンサー容量測定			○
	断路器	外観点検	○	○	
		振れ止め装置の機能点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		電磁弁構造部の注油、調整		○	
		附属装置の状況		○	
		油の汚れ、特性調査		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		接地線接続部		○	
		遮断速度測定			○
		絶縁油耐圧試験			○
		内部点検			○
	母線	外観点検		○	
		碍子点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	受電用変圧器	外観点検	○	○	
		漏えい電流測定		○	○
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		絶縁油耐圧試験			○
		内部点検			○
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	受電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
		計器の較正		○	
	監視盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		保護継電器の動作試験		○	

注 1. 高圧機器の絶縁抵抗測定は、5000Vメガーを用いること。

注 2. 遮断速度測定は開極投入時間、最小動作電圧及び電流の測定も含む。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
受電設備（第二受電設備以降も含む）	監視盤	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
		計器の校正		○	
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	蓄電池	外観点検	○	○	
		充電装置の内部点検			○
		比重・液温・電圧測定	○	○	
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
		標識・他物との隔離距離	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
配電設備（屋外電線路を含む）	断路器 遮断器 開閉器類	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	配電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		端子配線符号		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		シーケンス試験		○	
		計器の校正		○	
	配電用変圧器	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
		標識・他物との隔離距離	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
負荷設備	回転機器	外観点検	○	○	
		整流子、刷子及び集電環の発熱等	○	○	
		制御装置、接地線接続部の点検		○	
		内部点検、回転子軸受等			○
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線、配線器具	開閉器の点検、塵埃等	○	○	
		接続状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	その他の機器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	

注3. 変圧器を点検する際に、温度測定も行う。

対 象				点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
自家用発電設備	非常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○	
				始動試験	○	○	
				機関主要部分の分解			○
				排ガス測定		○	
				内燃機関の分解			○
			ガスタービン	外観点検	○	○	
				計器盤点検	○	○	
				振動・異音・異臭等	○	○	
				油面、漏れ等	○	○	
				燃焼器点検		○	
				機器内部点検		○	
				高温部分点検			○
				オーバーホール			○
			ガス圧縮機	外観点検	○	○	
				保安装置		○	
				カップリング		○	
				オイルポンプ		○	
				スクリー圧縮機分解点検			○
			補機類	外観点検	○	○	
				振動・異音・異臭等	○	○	
				駆動機シリンダ部グリース補給		○	
				リミットスイッチ動作位置		○	
				軸受部開放点検			○
			計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○	
				異音、振動、漏れ等	○	○	
				ベルトの点検、調整		○	
				総合分解点検			○
			純水製造装置 水噴射装置	漏れ等	○	○	○
				計器点検	○	○	
				純粋タンク水位、流量	○	○	
				カートリッジ純水器再生	○	○	
				総合システム点検		○	
				純水加圧ポンプの分解点検			○
			始動用空気圧縮機	ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○	
				圧力調整弁、圧力開閉器	○	○	
				安全弁の作動	○	○	
				潤滑油交換		○	
				ベルトの点検、調整		○	
				ピストン、シリンダーの分解点検			○
				発電機関係	外観点検	○	○
			整流子、刷子、集電環の発熱等		○	○	
			制御装置点検			○	○
			接地線接続部の点検			○	
			内部点検				○
			絶縁抵抗・接地抵抗測定			○	
			保護継電器の動作試験			○	
			蓄電池		需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ
常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○		
			始動試験	○	○		
			機関主要部分の分解		○	○	
			排ガス測定		○		
			内燃機関の分解			○	

注 4. 排ガス測定について、大気汚染防止法の定めによりばい煙発生施設となる場合は、必要に応じてばい煙測定が実施されていること及び測定値が規制値以下であることを確認します。

注 5. 自家用発電設備の燃料タンクについても、外観点検を行ってください。

注 6. ○印は該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。

対 象				点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
自家用発電設備	常用発電設備	原動機関係	ガスタービン機関	ガスタービン	外観点検	○	○	
				計器盤点検	○	○		
				振動・異音・異臭等	○	○		
				油面、漏れ等	○	○		
				燃焼器点検		○		
				機器内部点検		○		
				高温部分解点検			○	
				オーバーホール			○	
				ガス圧縮機	外観点検	○	○	
				保安装置		○		
				カップリング		○		
				オイルポンプ		○		
				スクリー圧縮機分解点検			○	
				補機類	外観点検	○	○	
				振動・異音・異臭等	○	○		
				駆動機シリンダ部グリース補給		○		
				リミットスイッチ動作位置		○		
				軸受部開放点検			○	
				計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○	
				異音、振動、漏れ等	○	○		
				ベルトの点検、調整		○		
				総合分解点検			○	
				純水製造装置 水噴射装置	漏れ等	○	○	○
				計器点検	○	○		
				純粋タンク水位、流量	○	○		
				カートリッジ純水器再生	○	○		
				総合システム点検		○		
				純水加圧ポンプの分解点検			○	
				始動用空気圧縮機	ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○	
				圧力調整弁、圧力開閉器	○	○		
				安全弁の作動	○	○		
				潤滑油交換		○		
				ベルトの点検、調整		○		
				ピストン、シリンダーの分解点検			○	
				配電盤	外観点検	○	○	
					機器損傷の有無	○	○	
					埃等の侵入防止、清掃	○	○	
					端子台、コネクタ等	○	○	
					操作、切換開閉器の動作試験		○	
					締付けねじの増締め		○	
					ヒューズ類の点検		○	
					盤内取付器具の加熱変色、損傷		○	
					盤内、外面の清掃		○	
					自動電圧調整器の外観、調整範囲確認		○	
					その他配電設備と同じ		○	
					絶縁抵抗測定		○	
				発電機関係	音響、振動、異臭等	○	○	
					軸受、固定子及び接続部の変色・加熱	○	○	
					グリースの劣化・漏れ等		○	
					内部点検、コイル軸受、通風、附属装置		○	
					内部分解点検			○
					軸受の点検、交換			○
					絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
					保護継電器の動作試験		○	
				蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。

		対 象	点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
自家用発電設備	常用発電設備	移動用自家発電設備	原動機関係	外観点検	○	○	
				始動試験	○	○	
				機関主要部分の分解		○	
				内燃機関の分解			○
		発電機関係	外観点検	○	○	○	
			整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○		
			制御装置点検の点検		○		
			接地線接続部の点検		○		
			内部点検、回転子軸受、通風、附属装置			○	
			絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
			保護継電器の動作試験		○		
			蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。
		車両	ブレーキ	○	○		
			タイヤ	○	○		
			エンジン関係	○	○		
			燃料	○	○		
			ライト、ウインカー	○	○		
			その他	○	○		
			排ガス測定		○		
		太陽光発電設備	太陽電池アレイ（架台を含む。）	外観点検	○	○	
				接地線接続部の点検	○	○	
				絶縁抵抗測定		○	
				開放電圧測定		○	
			中継端子箱アレイ出力開閉器	外観点検	○	○	
				接地線接続部の点検	○	○	
				絶縁抵抗測定		○	
				保護機能試験		○	
			インバータ	外観点検	○	○	
				異音、異臭等	○	○	
				接地線接続部の点検	○	○	
				絶縁抵抗測定		○	
			系統連係保護装置	保護機能試験		○	
				外観点検	○	○	
	接地線接続部			○	○		
	絶縁抵抗測定			○			
	接地設備	投入ロック試験		○			
		保護継電器の動作試験		○			
	風力発電設備	風車	接地抵抗測定		○		
			外観点検	○	○		
			尾翼ダンパー点検、交換				
		タワー	ブレード点検、交換			○	
			外観点検	○	○		
		風速計	ウィンチ点検		○		
			外観点検	○	○		
		発電機	異音等	○	○		
			外観点検	○	○		
			異音等	○	○		
			ブラシ点検、交換			○	
			オーバーホール			○	
			絶縁抵抗測定		○		
			インバータ	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。
		系統連係保護装置	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	
接地設備		接地抵抗測定		○			

注7. 「日常巡視点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「定期巡視点検」は主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。

「精密点検」は「定期点検」より設備細部の点検を実施するものをいいます。なお、精密点検については、主任技術者の意見を聞いて、設置者（みなし設置者）が電気機器製造者等に依頼して行うものとします。

注8. 絶縁油の点検・試験は、PCB油混入のおそれがある場合、一部省略することがあります。

点検項目
(工事期間中の点検及び竣工検査)

1－2 工事期間中の点検及び竣工検査

電 気 工 作 物		点検項目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、 引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、 高圧負荷開閉器、変圧器、 コンデンサ、リアクトル、 避雷器、計器用変成器 及び母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤		外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接抵抗測定		○
構造物	受電室建物、 キュービクル式受・変電設備の 金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○
発電設備 (非常用予備発電装置を含む)	原動機、発電機、始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
蓄電池 設備	蓄電池、充電装置 及び付属装置	インターロック試験		○
		外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
負荷設備	配線、配線器具等	温度測定		○
		外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○

注 1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。

1－3 臨時点検

電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、その都度点検、測定、試験を行うものとします。

2 点検の周期

点検の種別		周期	
日常巡視点検	需要設備	毎月	1 回
	内燃力発電所	毎月	2 回
定期巡視点検	需要設備	毎年	1 回
	内燃力発電所	毎年	1 回
精密点検	需要設備	3～8 年	1 回
	内燃力発電所	3～8 年	1 回
臨時点検		必要の都度	
工事期間中の点検		週	1 回
自主検査		工事完了後	

注 1. 自主検査は電気事業法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。